**同等品を選定する場合の手続きについて**

仕様書等に「同等品可」と表示のある物品については、例示品のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）を選定し、見積に参加することができます。

　同等品を選定する場合は、次の手続きにより事前に担当課へ同等品の申請をしてください。

　認定を受けていない同等品で見積もった場合、その物品で契約を締結（発注）することができませんので、必ず申請してください。

１　同等品の定義

　　同等品とは、規格・品質が基準品と同等以上であるものをいいます。

２　同等品認定の方法

　　同等品により参加を希望するものは、案件ごとに示す提出期限までに、次の書類を担当課へ提出してください。

（１）同等品認定申請書兼認定通知書（別紙）

（２）同等品候補の掲載されたカタログ・見本等（コピー可）

３　同等品可否決定の通知

　　「同等品認定申請書兼認定通知書」については、同書の「確認」欄に、認定の場合は「○」を、不認定の場合は「×」を記入し、FAX等で写しを返送します。

**同等品認定申請書兼認定通知書**

（○○○○○○○○○○○用）

　令和　　年　　月　　日

（宛先）日向市長　西村　賢　様

　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号

件　名

　　　　　　（開札予定日　令和　　年　　月　　日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　名 | 例　示　品  メーカー･品番･規格等 | 同 等 品 候 補  メーカー･品番･規格等 | 審査結果（○×） |
|  |  |  |  |

※　必ず、同等品候補のカタログ等を添付してください。

※　「審査結果」欄は、審査の結果同等品と認定する場合は「○」を、不

認定であれば「×」を記入してFAX等で写しをお返しします。

|  |
| --- |
| **※日向市記入欄　【承認日】　令和　　年　　月　　日**  **課長**  **℡** |

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A４とする。